

2025 年 7 月 1 日 制定

利益相反管理方針

共栄ライフパートナーズ株式会社（以下、「当社」という。）は、お客さまと当社および当社のお客さま相互の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に業務を遂行いたします。

1. 利益相反とは

利益相反とは、当社とお客さまの間、および当社のお客さま相互間において、利害の対立や競合等により、お客さまの利益が不当に害される状況をいいます。

2. 利益相反管理の対象となる取引等

当社では、上記「1.」に該当する場合ならびに該当する可能性のある取引等を、利益相反管理の対象となる取引等として管理します。

3. 管理対象取引の特定方法

（1）利益相反取引等が生じる可能性のある業務

当社における利益相反のおそれのある取引等が生じる可能性がある業務は以下の通りです。

- ①保険代理店業務
- ②不動産業務（賃貸不動産管理業務を含む）
- ③その他、当社の行う業務のうち利益相反に係る可能性があるものとみなされるもの

（2）当社が行う以下の類型取引や行為によってお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象取引として指定します。

- ①お客さまの利益と当社の利益が相反する取引・行為
- ②お客さまの利益と当社の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- ③当社がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社が利益を得る取引・行為
- ④当社がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社の他のお客さまが利益を得る取引・行為

4. 管理対象取引の管理

管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案し個別・具体的事情に応じて、以下の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当

に害されることのないよう利益相反の管理を行います。

- ①管理対象取引、もしくは関連取引を中止します。
- ②管理対象取引または関連取引について、取引内容、条件、方法等を変更します。
- ③管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
- ④管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、お客さまの同意をいただきます。
- ⑤情報遮断に関わらず、利益相反関連情報を共有する部署・社員を監視します。

5. 利益相反管理の体制

利益相反の管理を適切に行うため、以下の体制を整備します。

- (1) 営業部署から独立したコンプライアンス担当部署を管理部署とし、利益相反管理者を置き、管理部署の担当常務役員を利益相反管理責任者として設置します。
- (2) 管理部署は、利益相反管理に必要な情報を集約するとともに、利益相反取引を特定し、上記管理方法によって講じるべき措置の内容を決定します。
- (3) 利益相反管理方針を公表するとともに、役職員に対し周知徹底します。
- (4) 役職員等に対し、利益相反管理に関する教育・研修等を実施します。
- (5) 利益相反管理態勢の実効性を定期的に検証し、その改善を図ります。

以 上